

土木研究所資料第501号

企 43 - ⑤

工業所有権に関する取り扱い

昭和43年4月

建設省土木研究所

目 次

1. 特許出願はどのようにするか	2
1) 職務発明の認定手続	2
2) 願書の作成	2
3) 現在出願中の特許	6
2. 特許の異議申立とは何か	7
3. 42年度に特許に関して検討した事項	8

ま え が き

土木研究所においては、職員の職務発明についての取り扱いをすでに実施しているが、さらに昭和41年度より、特許の出願公告についての調査検討も各研究部に於いて実施してきている。しかし、これらの取り扱いについて質問や問合せが多く、充分熟知されていないようなので、特許出願、異議申立て等に関する資料を作成した。今後工業所有権に関する事務はますます多くなってくることが予想されるので、これらに対する認識を高め、有効に活用されるよう配慮されれば幸いである。

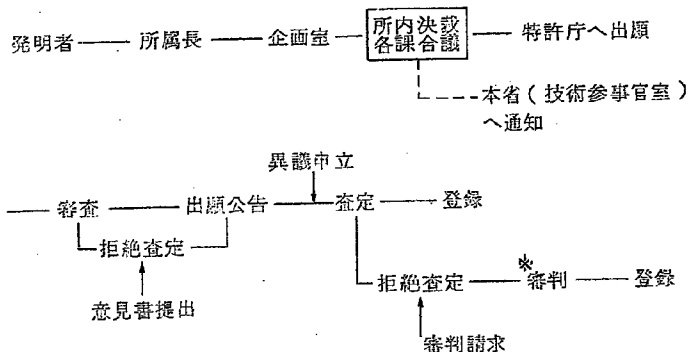
昭和43年5月

企画室長 桑 垣 悦 夫

1 特許出願はどのようにしてするか

1) 職務発明の認定手続

特許を受けようとするものは先ず⁽²⁾明細書（①発明の名称，②図面の簡単な説明，③発明の詳細な説明，④特許請求の範囲）と必要な図面を添付して所属長を経由して **企画室** に提出する，その後の事務手続は次のとおりである。



※ 確定審決に対して再審を請求できる（17条）又審判，再審の請求書の却下の決定については直接東京高等裁判所に出訴することができる（178条～184条）

2) 願書の作成

職務発明と認定した場合，当室は次のことを考慮し願書を作成し特許庁へ出願する。

1) 出願人（土木研究所長）が発明者でないときには譲渡証（34条-4）を作成する。

2) 特許を受ける権利が共有にかかるときは，各共有者は，他の共有者と共同でなければ，特許出願をすることができない（37条）。この場合

特許を受ける権利を移転するには、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない（３３条-１，３３条-３）

ハ) 特許出願は、一発明ごとにしなければならないが、二以上の発明であっても、特許請求の範囲に記載される一の発明（以下特定発明という）に対し次の①～③に掲げる関係を有する発明については、特定発明と同一の願書で特許出願することができる（３８条）。

① その特定発明の構成に欠くことができない事項の全部又は主要部をその構成に欠くことができない事項の主要部としている発明であって、その特定発明と同一の目的を達成するもの。

② その特定発明が物の発明である場合において、その物を生産する方法の発明又はその物を生産する機械、器具装置その他の物の発明。

③ その特定発明が方法の発明である場合において、その方法の発明の実施に直接使用する機械、器具、装置その他の物の発明。

ニ) 出願が代理人（弁理士等）によってなされる場合は、その届出（委任状の提出）をしなければならない（１０条）

(1), (2), (3)について補足説明

(1) 職務発明（３５条）

使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は従業員、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下従業員等）の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業員等の現在、又は過去の職務に属する発明（以下職務発明という）について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権については通常実施権を有する。

① 従業員等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定の条項は無効とする。

② 従業者等は、契約、勤務規則その他の定により、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときは相当の対価の支払を受ける権利を有する。

③ 前項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額及びその発明がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定めなければならない。

(2) 明細書、図面の作成（具体的な例としては各研究に配布してある特許公告を参照）

イ) 明細書には下記①～④の事項を記載しなければならない。（36条-2）

① 発明の名称

発明の内容を簡明に表示する。

② 図面の簡単な説明

各図面について、それがどんなところを示す図面であるか、たとえば正面図、平面図、横断面を簡略に記載する。

③ 発明の詳細な説明

発明の構成、作用効果を記載する。

発明の構成とは問題点を解決するためにどのような手段を講じたかをその作用とともに記載する。この場合において、必要があるときは、当該発明の構成が實際上どのように具体化されるかを示す実施例を記載する。その実施例は、特許出願人が最良の結果をもたらすと思うものをなるべく多種類掲げて記載し、必要に応じ具体的数字に基づいて事実を記載する。

発明の効果とは当該発明によって生じた特有の効果をなるべく具体的に記載する。

④ 特許請求の範囲

この項には、発明の詳細な説明の項に記載した発明の構成に欠くことのできない事項のみを記載しなければならない。特許発明の技術的範囲は、特許請求の範囲の記載に基いて定められるのであるから（70条-1）この項の記載は特に慎重を要する。この項は要するに、発明のどの部分について特許を請求するのか換言すれば特許された場合に特許法により保護せられるべき権利の幅を記載するものである。

したがって、発明の作用、効果、目的などを本項に記載してはならない。

特許請求の範囲並びに前述の発明の詳細な記載が第36条4項若しくは第5項又は第38条に規定する要件を充たしていないときは、出願拒絶の理由となり（49条-3）特許異議申立又は特許無効の理由ともなる（123条-1, 3）〔このことについては特許異議申立を参照〕

ロ) 図面

- ① 用紙は、日本工業規格B列5番（横18.2cm、縦25.7cm）の大きさのトレーシングペーパーまたはトレーシングクロスを縦長にして用いる。ただし、特に必要があるときには、日本工業規格B列4番（横36.4cm、縦25.7cm）の大きさのものを横長にしてもよい。
- ② 余白は、少なくとも用紙の左右および上下におおの2cmをとる。
- ③ 描き方は製図法に従って平面図、立面図、および断面図を濃墨を用いて鮮明に描くものとし、薄墨、鉛筆、インキもしくは絵の具を使用してはならず、または着色してはならない。
- ④ 図面は、青写真又は複写したものであってはならない。
- ⑤ 2以上の図があるときは、各図ごとに第1図、第2図のように連続番号を附し、図面が数葉にわたるときも、全葉を通じて同様とする。

- ⑥ 符号は、アラビア数字を用い、大きさは約5mm平方とし、他の線と明確に区別することができる引出線を引いてつける。同一の部分が2以上の図のうちにあるときは同一の符号を用いる。
- ⑦ 線の太さは、実線にあっては約0.4mm（引出線にあっては約0.2mm）、点線および鎖線にあっては約0.2mmとする。
- ⑧ 切断面には、平行斜線を引き、その切断面中異なる部分を表わす切断面には、方向を異にする平行斜線を、それができないときは、間隔の異なる平行斜線を引く。
- ⑨ 図中にある個所の切断面を他の図に描くときは、一点鎖線で切断面の個所を示し、その一点鎖線の両端に符号をつけ、かつ、矢印で切断面を描くべき方向を示す。
- ⑩ おうとつの部分を表わすには、断面図または斜視図を用い、特に陰影をつける必要があるときは約0.2mmの実線で鮮明に描く。
- ⑪ 中心線は、特に必要がある場合のほかは引いてはならない。
- ⑫ 図面に関する説明は明細書の中に記載する。

(3) 特許を受ける権利が共有にかかるときの持分について

よく問題となるのは職員が部外の第三者と共同研究（受託業務、委託等）した結果発明が完成されたような場合である。土木研究所には現在のところ、共有者の権利の持分に関する契約について規定がないので民法の規定を類推適用し権利の持分についての契約をし企画室に提出すること。

3) 現在、出願中の特許

発 明 の 名 称	発 明 者	出願年月日
3つの孔によるデジタル計測法及びその装置	木下武雄 日坂 稔	42.2.28
削孔機用集土装置	千田 昌平	42.12.20

2 特許の異議申立とは何か

出願公告があったときは何人もその日から二日以内に、特許庁長官に特許の異議申立をすることができる。特許の異議申立するには、その理由及び必要な証拠の表示を記載した特許異議申立書を提出しなければならない(55条)

企画室においては出願公告があったら次のことを中心に特許異議申立の理由及び証拠を各担当部に依頼している。

(イ) 第29条に該当するもの

- ① 特許出願前に日本国内において公然知られた発明
- ② 特許出願前に日本国内において公然実施されたもの
- ③ 特許出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された発明〔この項には特例がある(30条)参照〕

(ロ) 第32条に該当するもの(土木関係分)

- ④ 化学方法により製造されるべき物質の発明
- ⑤ 原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明

(ハ) 第36条4項、5項に該当するもの

(4項) 発明の詳細な説明には、その発明の属する者が容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。

(5項) 特許請求の範囲には発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない。

なお特許異議の決定に対しては、不服を申し立てる途はない(58条-4)
が上述の理由の場合更に争わんとすれば特許無効の審判の請求ができる
(123条)

3 4 2 年度に特許に関して検討した事項

1) 異議申立のため技術的な内容の検討を依頼したもの

依頼 回数	地質化学部		河 川 部		ダ ム 部		道 路 部		機械施工部		構造橋梁部	
	件 数	異議数	件 数	異議数	件 数	異議数	件 数	異議数	件 数	異議数	件 数	異議数
1	4		4		2		7		14		7	
2	1		1		0		2		2		2	
3	1		3		0		0		5		3	
4	5		3		0		1		7		5	
5	4		5		1		4	1	8		1	1
6	4		2		0		1		2		1	
7	5		4		0		3		5		4	
8	4		1		0		2		4		2	
9	4		3		0		3		0		2	
10	8		0		0		0		5		0	
11	9		0		0		1		3		2	
12	21		9		2	1	6	1	8		13	
13	10		13		10		6	1	14		8	
14	16		5		2		8	1	6		3	
15	16		4		0		0		0		3	
計	112	0	57	0	17	1	44	4	83	0	56	1

2) 参考資料として送付したもの

地質化学部	222	道 路 部	4
河 川 部	61	機械施工部	87
ダ ム 部	1	構造橋梁部	41

3) 異議の申立を実施したもの

1) の表に示すように今年度は六件が対象となったが、55条に云う期間(2ヶ月)、理由、証拠の内容を検討し、本省と協議した結果、実施したものは次の一件である。

特許名称、隧道の導坑式構築方法 出願人 熊谷組

異議の申立理由

特許請求の範囲に、工法の主な構成の一部が上述(2-㍻))の特許法29条の①, ②, ③に該当するものと判定した。